

## 議案第75号

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び北本市  
市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び北本市市営住宅  
設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成23年11月30日 提出

北本市長 石 津 賢 治

市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例及び北本市市営  
住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

(市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第1条 市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(昭和42年  
条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改める。

第5条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に、「第49  
条」を「第88条」に改める。

(北本市市営住宅設置及び管理条例の一部改正)

第2条 北本市市営住宅設置及び管理条例(平成9年条例第33号)の  
一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号ア中「第37条第5項」を「第37条第6  
項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。